

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、福島県外に避難し退職した結果、ほぼ確実に支給される見込であった退職金額が減額されたとして、当該部分の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人 X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、本件の事情に鑑み、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 申立人が定年退職した場合に得られたであろう退職金と実際に得られた退職金との差額

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金 3 3 7 万 4 2 5 0 円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第 1 項記載の損害項目（遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 2 4 年 4 月 2 1 日

（仲介委員長 安藤武久、仲介委員 丸山裕司、同 中野剛史）